

1. 成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、単位の認定に係る成績評価について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第2条 成績は、学科試験および実習により評価する。ただし平素の成績を考慮することができる。

- 2 レポートや課題等の作成を本人が行わず、他者による代行や剽窃が疑われる場合、口頭質問等によりその内容を確認することがある。

(学科試験の評価)

第3条 実習以外の科目については、学科試験を行う。学科試験は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。(小数点第一位は四捨五入)

- 2 評価は80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をDとする。
- 3 同一学科を複数の講師が分担して授業を行った場合の評価は、成績を総合して可否を判定する。
- 4 学科試験の実施については、別途定める。

(追試験および再試験の評価)

第4条 やむを得ない理由により学科試験が受験できなかった者に対し、追試験を行う。

- 2 追試験の評価は、得点の80%とする。
- 3 学科試験の成績が60点に満たない者に対し、再試験を行う。
- 4 再試験の評価は60点以上を合格とする。ただし評価は60点とする。

(特別試験)

第5条 学院長が必要と認めた者に対し、夏期休暇中もしくは学年末に特別試験を実施する場合がある。

- 2 特別試験の評価は、試験成績および履修状況を総合的に勘案し、学院長が行う。

(実習科目の評価)

第6条 実習科目の評価はA、B、C、Dの4段階とし、Dを不合格とする。

- 2 実習科目の評価は担当教員が行う。
- 3 各実習の評価方法は別途定める。

(補習実習)

第7条 規定の実習を終了できなかった者に対し、規定の実習を終了させ、実習目標を到達させることを目的として補習実習を行う。補習実習は手続きが必要である。

- 2 実習の総合評価がDの場合、当該実習と同じ時間数を補習実習し評価を行う。
- 3 D評価で補習実習を行い合格した場合は、当該実習の評価はCとする。

(成績の記録)

第8条 成績は、学籍簿にA、B、Cで表記する。

付 則 この規程は、１９７５（昭和５０）年４月１日から実施する。

１９８７（昭和６２）年４月１日 改定
１９８９（平成 １）年４月１日 改定
１９９０（平成 ２）年４月１日 改定
１９９１（平成 ３）年４月１日 改定
１９９４（平成 ６）年４月１日 改定
１９９７（平成 ９）年４月１日 改定
１９９８（平成１０）年４月１日 改定
１９９９（平成１１）年４月１日 改定
２００２（平成１４）年４月１日 改定
２００５（平成１７）年４月１日 改定
２００８（平成２０）年４月１日 改定
２００９（平成２１）年４月１日 改定
２０１０（平成２２）年４月１日 改定
２０１３（平成２５）年４月１日 改定
２０１４（平成２６）年４月１日 改定
２０１５（平成２７）年４月１日 改定
２０１６（平成２８）年４月１日 改定
２０１７（平成２９）年４月１日 改定
２０２３（令和 ５）年４月１日 改定
２０２４（令和 ６）年４月１日 改定
２０２５（令和 ７）年４月１日 改訂
２０２６（令和 ８）年４月１日 改定